

審議案件に関する概要

令和4年(2022年)3月23日 第5部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第6条第2項(変更)
届出日	令和3年(2021年)8月19日
担当部署	釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
DCM株式会社 代表取締役 石黒 靖規	東京都品川区南大井6丁目22番7号

2. 届出事項

(1)店舗名及び所在地	DCMホームマック木場店 北海道釧路郡釧路町木場2丁目1番2
(2)小売業者名、代表者名及び住所	DCM株式会社 代表取締役 石黒 靖規 東京都品川区南大井6丁目22番7号
(3)変更日	(駐車場の収容台数) 令和4年(2022年)4月20日
(4)施設の配置	駐車場の収容台数 (変更前)490台 (変更後)250台

3. 審査事項

(1)駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数418台 \geq 250台
	従業員駐車場等の整備	敷地内に十分な従業員等駐車場があり、駐車場の不足は生じていない。
	駐 輪 場 の 整 備	30台(平面自走式)
	来客車両等の入出庫方法	平面自走式、オペレーター無し。
	搬入車両等の誘導	計画的搬入により、一時的に搬出入車両が集中しないよう配慮する。
	歩行者の安全対策	店舗社員や取引先業者及び搬出入事業者とともに、店舗周辺や駐車場内における低速度走行や歩行者及び来客に対する安全確認の徹底に取り組む。 出入口看板、出庫時の一旦停止表示などで、安全と円滑な自動車誘導を図る。 繁忙時には、交通整理員により、駐車場内の歩行者及び自動車の適切な誘導を行い、安全の確保を図る。
	交通整理員の配置	繁忙時には交通整理員を駐車場出入口周辺に配置し、交通安全および違法駐車防止を図るほか、適切な駐車場誘導を行う。
	除排雪による堆積方法	原則として10cm以上の積雪が生じた場合に除雪を行う。 駐車場外周部などに一時堆雪するが、適時排雪を行って、必要駐車台数の確保に努める。
その他設置者として交通安全、商業としての利便性等、特に配慮した事項	大規模な販促催事を行う際には、チラシにより案内経路を周知するとともに、交通整理員を配置して、交通安全の確保を図る。	

(2)関係行政機関との協議状況		
公安委員会		
北海道釧路方面 釧路警察署交通第一課		令和3年7月20日 〈協議内容〉 届出書案を提出して計画概要を説明したが、特に指摘事項はなかった。
地元市町村		
釧路町 経済部産業経済課		令和3年7月20日 〈協議内容〉 届出書案を提出して計画概要を説明したが、とくに指摘事項はなし。
道路管理者		
-		道路構造等に関する変更はなし。

4. 住民等の意見

(1)市町村の意見	意見無（令和3年（2021年）10月18日付け釧産（商）第293号）
(2)住民等の意見	無し

5. 道（釧路総合振興局連絡調整会議）

特に無し

別 紙

答申 DCMホームマック木場店

(答 申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理 由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、対象とした全ての項目で、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第4条の指針に述べられている事項のうち、本届出に係るものについては適正な配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が地域の生活環境の保持に支障を及ぼすことはないものと認められる。

鉏路町からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。